

# 伊丹市 登録地域クラブ活動研修会

## 規約について

令和8年6月20日(土)

伊丹市地域クラブサポートセンター

(特定非営利活動法人アスロン 理事長)

井 原 一 久

# 規約にうたわれておくべきこと

スポーツ庁のガイドラインで定められていること

＜確認事項＞

○ 地域クラブ活動の実施主体等<sup>※1</sup>において、少なくとも、次の内容を含む規約等を作成・公表していること。また、関係法令を遵守するとともに、規約等に基づき適切な運営が行われていること<sup>※2</sup>

- ・ 団体の目的
- ・ 役員（代表、副代表、会計、監事<sup>※3</sup>）の選任・解任に関すること
- ・ 総会の運営など団体の意思決定に関すること
- ・ 会員の入退会、参加費等に関すること
- ・ 予算・決算の審議・承認に関すること

# 規約の変更例

## 【変更前】

(役員会)

### 第7条

役員会は、必要に応じて代表が招集します。

(総会)

### 第8条

総会にかえて年1回会計報告をします。

## 【変更後】

(総会)

### 第9条

本クラブの総会は、年に1回開催します。

必要に応じ臨時に総会を開催できるものとします。

会員が未成年の場合、その保護者が総会の出席者とします。

総会は会員の3分の1の出席がなければ、開会することができません。

(予算及び決算)

### 第10条

総会において前年度の決算及び次年度の予算の審議及び承認を行います。

# 規約と運営規定の違い

行政

金融機関

法的取引

規約はクラブの存在の規定



運営規定は商取引の取り決め

顧客  
会員・生徒

訂正規約のメール送信をしています。

★訂正したものをご返信ください。

訂正がないものは「完了」と入れて  
ご返信ください。

【2026年6月30日まで】

ご提出が完了していなければ活動は開始いただけません。

《返信先》 [itami@athlon.jp](mailto:itami@athlon.jp)

伊丹市地域クラブサポートセンターまで